将来像別 基本計画

第1章

市民・地域と行政が協力しあい、 一体感あふれるまち



第1節 共生協働を推進する

1 コミュニティ活動、市民活動の推進

現状と課題

本市は、自治会や公民館、老人クラブ、女性団体、地域おこしグループ、ボランティア団体、NPO*などの多様な地域組織に支えられています。

しかし、市民のライフスタイルや価値観が変わり、また、高度経済成長期に行政サービスや民間サービスが拡大したこともあり、地域のことは地域で解決するという意識が 希薄化し、地域活動に参加する機会や動機が薄れている状況にあります。

さらに、人口減少による行事参加者の減少、高齢化による役員の担い手不足など、地域組織に属さない人も多くなり、地域課題への対応力が弱まっています。

このように地域活動によって育まれ支えられてきた子育てや教育、障がい者・高齢独居世帯等の見守り、災害避難などの地域の安全・安心や環境対策などへの取り組みや地域の絆が弱くなっており、地域の課題解決に向けた取り組みも期待した協力や成果が得られにくくなっています。

また、これまでの地域のリーダーの思いや知識、経験などを次世代へ引き継ぐためには、これまでの地域活動で培われてきた伝統を受け継ぎながら、慣習にとらわれず、若者や女性などの人材やNPO、企業などの価値観と多様性を認め、それらの活力を取り込むことにより、新たな地域社会の創造につなげなければなりません。

特に、中山間地域では、維持・存続が危ぶまれる集落も多くあり、防犯・防災、担い 手、空き家、耕作放棄地、荒廃山林が大きな問題となっています。

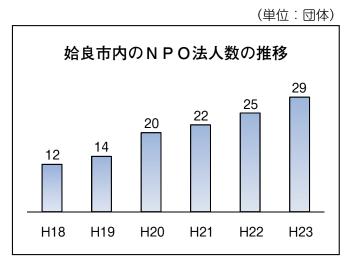
しかし、このような中にあっても、自治会、公民館に代表される地域組織は、市政における重要なパートナーであることに変わりはなく、今後、地域組織が、これまで以上に活発に活動できるように支援し、再生するため、自助・共助・公助を基本として「市民との協働のまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

地域再生については、若者など新しい活力を取り込むことが不可欠です。

現在、地域組織は、高い志と地域への思いを持った人たちに支えられていますが、高 齢化が進んでおり、今のままでは、組織が持続していくことが困難な状況が予想されます。

そのため、ともに支え、助け合うという発想を基本として、地域内の多様な組織が地域内の課題を解決するため、協働する仕組みづくりが重要となってきます。

また、このような現状を打開するため、それぞれの担当部署が個別に施策を遂行するのではなく、行政内部が連携して、複合的な課題を一緒に解決するシステムの構築を行うことが必要です。



平成23年10月1日現在

資料:企画政策課

基本施策の方向性

まちづくりは、市民一人一人が主役であり、生活の基盤となる各地域が活性化することが本市全体の活力の源泉です。

活力あるまちづくりを推進するためには、市民自らがまちづくりに積極的に参画*し、 市民の意見や要望をより良く反映させることが必要です。

そのため、市民の自主的な活動を促進する仕組みを再構築し、それぞれの地域への積極的な活動支援および活動拠点施設の充実を図るとともに、さまざまな知識や能力、経験を持つ市民による協力体制を構築し、また、ボランティア団体やNPOなどの多様な地域コミュニティ*組織を育成・支援し、まちおこしなど地域活性化を図る企画提案に対する助成制度を設け、支援することにより、市民の社会参画を推進します。

また、市民が主体となった地域づくりや地域の自主的な活動と活性化を促進するため、新たな地域コミュニティと市との協働によるまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。 地域ごとの「地域振興ビジョン*」の自主的な策定や、地域の課題解決のため住民自らが行う主体的な活動に対し、行政は可能な支援策を講じ、コミュニティ機能の充実を図ります。

なお、自治会等の従来の活動についても、新たな地域コミュニティとの連携を図りながら進めるとともに、新たな地域コミュニティ相互の交流のための条件整備に努めます。 また、共生・協働型地域コミュニティの再生・創出を図るため、新たな部署を設け、 各総合支所と一体となって取り組む体制の強化を図ります。

主要施策の内容

- 地域コミュニティの将来像やその実現に向けた(仮称)姶良市コミュニティビ ジョン*の策定
- 新たな地域コミュニティ組織(自治会・高齢者団体・PTA・NPO等で組織 する協議機関)の創設および育成・支援
- まちおこしに関する企画提案に対する助成制度の創設
- 地域住民自らによる地域振興ビジョンの策定への支援
- 市民参画・共生・協働・地域力再生の推進
- コミュニティを担う人材およびリーダーの育成
- 集落支援員制度*等(国支援事業)の活用による地域活性化の推進((仮称) まちづくり支援員の配置等)
- 行政内部の連携システムの構築と地域振興施策の推進 (新たな部署の設置および姶良市地域振興プロジェクト会議の設置等)

『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銅賞】おかしの家

漆小2年 石神 萌愛

第2節 男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進する

1 男女共同参画の推進

現状と課題

豊かな活力ある本市の未来を築くため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を 分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共 同参画社会*の実現のため「姶良市男女共同参画推進条例」を制定し、推進しています。

本市の男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の1つとして、「男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策または事業者等における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」と規定しています。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習・しき たりは依然として根強く、その実現には多くの課題が残されています。

男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進めるため、あらゆる機会をとらえ、確かな理解を定着させるための広報や学習を展開する必要があります。

多様化する地域の課題解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、さまざまな立場や考え方を持つ当事者や地域住民の声を反映していくことが必要ですが、現状は、市政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)は、人々の健康を維持し、 趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にすると ともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要で あり、その実現に向けた環境の整備が求められています。

さらに、性別にかかわりなく、誰もが、その生涯を通じて心身の健康状態に応じて、 良好な状態を享受できるよう正確な知識・情報を入手することや、性にかかわる身体的 特徴を理解するための支援を進めることが必要です。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、社会的な問題です。これらの暴力の被害者の多くは女性であり、本市の女性相談の現状からも明らかです。

暴力には、さまざまな形態が存在し、周囲が気づかないうちに被害が深刻化しやすい 状況や、誰にも相談できずにいる状況があることから被害者へ支援が必要です。

すべての暴力の根絶に向けて、関係機関と連携を図りながら、一体となって取り組みを進めるとともに、市民一人一人が、暴力を許さない地域社会づくりと被害を受けたすべての人の人権が尊重され、適切な支援を受けることができ、安全で安心して自立した生活を送ることができるための整備が求められています。

各種委員会での女性の参画状況

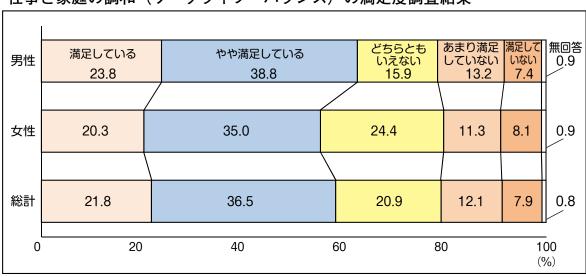
(単位	٠	Y	%)
(± 11)		/\ \	707

委員会・委員名	登用目標	委員総数	うち女性委員	女性委員比率
教育委員会	有	5	1	20.0
選挙管理委員会	有	4	1	25.0
監査委員	有	2	0	0.0
農業委員会	有	27	2	7.4
固定資産評価審査委員	有	3	0	0.0

平成23年3月31日現在

資料:企画政策課

仕事と家庭の調和(ワークライフ・バランス)の満足度調査結果

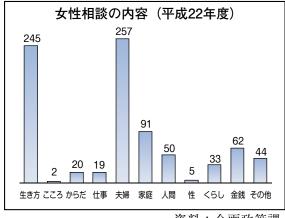


資料:男女共同参画についての市民意識調査(平成22年度実施)から抜粋

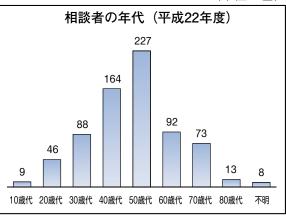
女性相談の状況

(単位:回)





資料:企画政策課



資料:企画政策課

基本施策の方向性

本市は、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」「多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会」を目指します。

そのため、家庭、地域、職域、学校等における固定的性別役割分担意識および古い慣行やしきたりの見直しを行い、男女共同参画社会についての多様な学習機会の提供と啓発を図ります。その際、人権に関する教育・学習における男女共同参画概念を浸透させるための取り組みを進めます。

また、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を 推進するとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に向けた環境整 備を推進します。

さらに、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行うとともに、すべての人が安心して暮らせる 多様な生活形態を支援する環境の整備を推進します。

女性に対する暴力については、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と 救済に向けた環境の整備を推進します。



主要施策の内容

- 男女共同参画基本計画の策定
- 各種委員会・審議会などへの女性の参画の促進
- 男女共同参画の推進に係る広報・啓発の推進
- 市民および事業者等に対するワーク・ライフ・バランスを実現するための支援 の充実
- 配偶者等からの暴力の防止および被害者支援計画の策定
- 男女共同参画の推進に関する相談窓口の充実
- 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 男女共同参画の推進を担う人材の育成

2 人権の尊重・啓発活動の推進

現状と課題

人権は、人が生まれながらにして自由かつ平等であるという人類普遍の原理であり、 いかなる場合にあっても尊重されるものです。

今日、人権尊重の動きは国際的潮流となっており、国際連合においては「世界人権宣言」 以来、さまざまな人権に関する規約や条約が締結され、平成7年には「人権教育のため の国連10年」、平成17年には「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。

一方、国内においては、平成9年に人権擁護施策推進法、平成12年には「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、人権教育および人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国および地方公共団体の責務であるとされました。さらには、同法の基本理念に基づき、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、全国の人権教育・啓発が進められています。

しかし、現実的には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権問題が存在し、最近では犯罪被害者や交通事故の被害者の人権についても考慮する必要があります。さらに急速なインターネットの普及や社会状況の変化により新たな人権問題も発生しています。

人権問題は日常のあらゆる場面で発生する可能性があることから、市民一人一人が人権に対する意識を高く持ち続けることが必要となっています。

そのためには、家庭や学校、事業者、地域などで、あらゆる機会を通じて、すべての市民に対して、人権教育の機会を提供し、啓発活動と市民の人権に対する意識の向上を促すことが必要です。

また、北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、生命と自由と平等という基本的人権にかかわる極めて重大な問題です。その早期解決のためには、国民的課題として受け止め、市民の理解の促進と世論の啓発等に取り組んでいくことが必要です。

人権問題の解決には、「人権教育・啓発」とともに、「人権救済」が主要課題であり、 人権擁護の観点からも、関係機関との連携や相談体制の充実が求められています。

基本施策の方向性

本市に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる「人権尊重のまち」の実現を目指していきます。

また、総合的な人権施策を推進していくためには、市民と行政が協働して人権教育・ 啓発の取り組みを進めていくことが重要です。

このため、人権尊重のまちづくりの推進に向けた人権に関する各種の情報提供や支援 体制等が幅広い分野にわたっていることから、関係機関等との連携や各種の支援体制、 情報発信を総合的に行う体制づくりや人権相談など、人権問題が発生した場合における 被害者救済の体制づくりを進めます。

また、インターネットによる差別事象など、新たな人権問題も後を絶たない状況であることなどから、相談体制についても充実を図ります。

さらに、北朝鮮当局による日本人の拉致問題の早期解決のために、あらゆる機会において市民の理解の促進を図り、世論の啓発等に取り組んでいきます。

主要施策の内容

- 人権侵害の防止と被害者への支援の充実
- 人権問題に関する相談体制や人権問題が発生した場合の被害者の救済体制の充 実
- 人権に関する教育機会の提供と情報提供の充実
- 北朝鮮当局による日本人の拉致問題の早期解決に向けた啓発活動による市民理 解の促進

